

令和8年度

償却資産（固定資産税）申告の手引き

固定資産税には、土地、家屋及び償却資産（事業用資産）がありますが、このうち償却資産については申告制度がとられており、毎年1月1日現在の償却資産の状況について申告していただく必要があります。

つきましては、この手引きをご覧ください、令和8年1月1日現在芦北町に所在する償却資産の状況について申告期限までに必ず提出してください。

なお、事業所把握のため、該当する資産がない場合でも申告書の備考欄に「該当資産なし」と記入のうえ提出してください。

- 賦課期日 **令和8年1月1日（木）**
- 受付開始 **令和8年1月5日（月）**
- 申告期限 **令和8年2月2日（月）**

《目次》

I	償却資産とは	P. 1
II	償却資産の申告について	P. 3
III	申告書類の作成方法	P. 9
	償却資産申告書の書き方（記入例）	P. 10
IV	償却資産の評価額の計算方法から納税まで	P. 12

- ◎固定資産税（償却資産）非課税申告書
- ◎固定資産税（償却資産）課税標準の特例申告書
- ◎e L T A X のご案内

I 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は、減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます。）をいいます（地方税法第 341 条第 4 号〈固定資産税に関する用語の意義〉）。

1 資産の種類ごとの主な償却資産

償却資産を「資産の種類」ごとに例示すると、次のとおりです。

資 産 の 種 類		主な償却資産の内容
第1種	構 築 物 (建物附属設備を含む)	駐車場の舗装、屋上看板等の広告設備、門、塀、緑化施設 等
		建物附属設備 1 建物の所有者が取り付けした建物附属設備のうち、受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産又は業務用の設備 等 2 テナントの方が賃借している家屋に施工した内装、造作、建築設備（これらを特定附帯設備といいます。）
第2種	機 械 及 び 装 置	工作機械・印刷機械等の産業用機械、搬送設備、太陽光 等
第3種	船	モーターボート、漁船、釣り船 等
第4種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
第5種	車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車に該当するブルドーザー、クレーン車、フォークリフト等（ナンバープレートの分類番号が「0」「00～09」及び「000～099」「9」「90～99」及び「900～999」となっています。）、台車等（ <u>自動車税・軽自動車税の対象になる乗用車、トラック等は除きます。</u> ）農耕作業用自動車については、最高速度が毎時 35km 以上のもの
第6種	工具、器具及び備品	事務机、事務椅子、陳列ケース、テレビ、パソコン、プリンター、エアコン、金庫、ゲーム機器、ロッカー、自動販売機 等

2 申告する資産

毎年1月1日現在事業の用に供することができる資産のうち、次の（１）（２）の要件を満たすものが対象です。

（１）土地及び家屋以外の有形の固定資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産（土地及び家屋の用語の意義は、地方税法第341条の規定によります。）

◎次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

ア 建設仮勘定で経理している資産

イ 決算期以後1月1日までの間に取得した資産で、まだ固定資産勘定に計上していない資産

ウ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）

エ 償却済資産（減価償却が終わった資産）

オ 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）

カ 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）

キ 借用資産（リース資産）で、契約の内容が割賦販売と同等である資産

ク 取得価額が30万円未満で、税務会計上租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の適用により即時償却した資産

- (2) 耐用年数が1年以上で取得価額（1個又は1組当り）が10万円（取得時期により20万円）以上の資産

	取得時期	取得価額	国税の取扱い	固定資産税（償却資産）の取扱い
個人の場合	平成11年1月1日以後に取得した資産 （それ以前に取得した資産については、税務課固定資産税係にお問い合わせください。）	10万円未満	必要経費	申告対象外
		10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象
法人の場合	平成10年4月1日以後に開始された事業年度に取得した資産 （それ以前に開始された事業年度に取得した資産については、税務課固定資産税係にお問い合わせください。）	10万円未満	損金算入	申告対象外
			3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
		10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象

3 業種別の主な償却資産

償却資産を「業種」別に例示すると、次のようになります。

共通	タイムレコーダー、事務机、事務椅子、応接セット、ロッカー、キャビネット、金庫、レジスター、コピー機、エアコン（取付タイプ）、パソコン、サーバー、LAN設備、看板（広告塔、袖看板、ネオンサイン）、サインポール、受変電設備、舗装路面、太陽光発電設備、テレビ等
飲食業	テーブル、椅子、厨房設備、カラオケ機器、冷凍冷蔵庫等
製造業	各種製造加工機械、プレス機、金型、測定・検査工具、構内舗装等
理・美容業	理・美容椅子、消毒殺菌器、タオル蒸器、パーマ器、シャンプー台等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備等
小売業 食肉鮮魚販売業	冷凍機、肉切断機、挽肉機、電子秤、冷蔵ストッカー、陳列ケース（冷凍・冷蔵機付を含む）、冷蔵庫、自動販売機等
農業	ビニールハウス、畦畔、暗渠、客土、井戸、選別機、動噴、乾燥機等
娯楽業	パチンコ器、パチンコ器取付台、ゲーム機、両替機、ボーリング場用設備等
医（歯）業	レントゲン機器、調剤機器、ファイバースコープ、消毒殺菌用機器、手術機器、歯科診療ユニット、ベッド等
建設業	大型特殊自動車、ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト等
ガソリンスタンド	ガソリン計量機、洗車機、独立キャノピー、地下タンク、構内舗装等
不動産貸付業	緑化施設等の外構工事、舗装路面、門、塀、受変電設備、駐輪場、太陽光発電設備等

Ⅱ 償却資産の申告について

1 申告の必要な方

工場や商店、駐車場やアパート、農業や漁業・林業、その他の事業を行っている方で、**1月1日現在、芦北町内に償却資産を所有している方**です。（地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在の所有状況を申告する義務があります。）

◎所有権留保付売買資産については、原則として買主の方が申告してください。

◎償却資産を共有している方は、共有名義の申告となりますので、各々の持分に応じて個々に申告するのではなく、代表者を決めて申告してください。

2 リース資産について

リースに供されている資産の申告義務は、原則として、資産の所有者であるリース会社にあります。ただし、それが実質的に割賦（分割）販売であると認められる場合（リース期間終了後に譲渡することになっている場合等）は、買主が申告を行う必要がありますのでご注意ください。

なお、平成20年4月1日以降に契約を締結した所有権移転外ファイナンスリース取引については、税務会計（法人税・所得税）において、売買取引として取り扱われることとなりましたが、償却資産の申告については、従来どおりリース会社からの申告になります。

3 提出書類

（1）必ず提出するもの

①「償却資産申告書」②「種類別明細書」

◎前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、「種類別明細書」は必ず提出してください。

（2）該当する資産がある場合に提出するもの

- ・課税標準の特例がある資産を所有している場合……課税標準の特例申請書
事実を証明する書類
- ・非課税資産を所有している場合……非課税申告書、事実を証明する書類
- ・短縮耐用年数等を適用した場合……国税局長の承認通知書（写）
- ・増加償却をした場合……税務署長への届出書（写）
- ・減免該当資産を所有している場合……減免申請書、事実を証明する書類

◎これらの書類を提出する場合は、申告書の「18 備考」欄に添付書類の名称を記入してください。

4 企業の電算処理による申告をする場合（全資産申告をお願いします）

電算処理による申告をする方は、毎年度増減のあった資産だけでなく、1月1日（賦課期日）現在芦北町内に所有しているすべての償却資産について申告してください。

償却資産申告書及び種類別明細書記入例を参考に次のとおり書類を作成し、提出してください。

償却資産申告書	1. 独自の申告書を使用する場合は、所有者コードの確認を行うため、必ず本町の申告書を添付するか所有者コードを記入してください。 2. 資産件数を備考欄に記入してください。 3. 評価額（木）の欄を必ず記入してください。
種類別明細書 （増加資産・ 全資産用）	1. 次の項目は、必ず記入してください。 【資産の種類・資産の名称等・数量・取得年月・取得価額・耐用年数（改正耐用年数も含む）・減価残存率・価額・特例率（該当有の場合）・増加事由（1～4）】 2. 評価額は、Ⅳを参照のうえ算出してください。 3. 税制改正等により耐用年数を変更した資産がある場合は、改正年、改正前及び改正後の耐用年数をそれぞれ記入してください。 4. 減少した資産のリストを種類別明細書に添付してください。 5. 増加資産や減少資産がある場合は、増減事由を摘要欄等に記入してください。

5 提出期限

令和8年2月2日（月）です。

6 提出先

芦北町役場税務課固定資産税係 又は 芦北町役場田浦支所

◎受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く）

◎郵送でも提出できます。

申告書の控え（受付印を押印したもの）の返送が必要な場合は、切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。切手を貼り付けた返信用封筒がない場合は、返送することができませんので、あらかじめご了承ください。

7 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をしなかった場合には、地方税法第386条及び芦北町税条例第75条の規定により、10万円以下の過料を科すことがあるほか、地方税法第368条の規定により不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。また、虚偽の申告をした場合には、地方税法第385条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科すことがありますので、期限内に正しく申告してください。

8 実地調査について

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条の規定により、実地調査を行う場合がありますので、その際にご協力をお願いします。

なお、検査拒否にあたる場合には、地方税法第354条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科すことがあります。

また、実地調査等に伴い、申告内容の修正をお願いすることがあります。

9 国税資料等の閲覧について

芦北町では、地方税法第354条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と、芦北町への申告内容に差異が見受けられる場合は、実地調査を含め個別に確認を行うことがありますのでご協力をお願いします。

なお、調査の結果により賦課決定を行う場合もありますのであらかじめご了承ください。

10 非課税及び課税標準額の特例について

（1）非課税となる資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備える償却資産については、固定資産税が課税されません。該当する資産を所有している方は「固定資産税（償却資産）非課税申告書」に必要事項を記入し、非課税内容に係る資料とともにご提出ください。

(2) 課税標準の特例が適用される資産

次のような資産は、固定資産税が軽減されます。(下表は、一部抜粋)

該当する償却資産を所有している方は、「固定資産税(償却資産)特例申請書」に必要事項を記入し、特例内容に係る資料とともにご提出ください。

根拠規定			特例対策資産	特例率	添付書類
条	項号				
地方税法第349条の3	第3項		農業協同組合等 共同利用設備	3年間 1/2	行政機関からの補助金額 等が証明できるもの
	第5項		内航船舶	1/2	船舶検査証・船籍票・登録票の写
地方税法 附則第15条	第2項	第1号	公害防止用設備 (水質汚濁防止)	1/2 (※1)	特定施設設置（使用、変更）届出書、仕様書等の写
	第25項	第1項イ	太陽光発電 (1,000kw 未満)	3年間 2/3 (※1)	再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書等の写
		第3項イ	太陽光発電 (1,000kw 以上)	3年間 3/4 (※1)	
	第44項		先端設備等 (※2) (中小企業等経営強化法に基づき取得した資産)	3年間 1/2	工業会の証明書（又は誓約書）・認定を受けた計画・認定書の写 ※リース会社が申告を行う場合は、リース契約書等の写

詳しいことについては、税務課固定資産税係へお尋ねください。

(※1) 芦北町の条例で定めた割合です。市町村によって割合は異なります。

(※2) 中小企業等経営強化法の特例を受ける場合は、計画の申請等の手続きが必要です。
詳細については商工観光課へお尋ねください。

11 建物附属設備・特定附帯設備の取扱いについて

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、運搬設備等の建築設備（家屋と一体になって家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と設備等の所有関係によって、家屋と償却資産に区分して課税されます。

一方、特定の生産又は業務用の設備等については、所有関係にかかわらず、償却資産として取り扱われます。

具体的な例については、次ページの「（3）家屋と償却資産の区分表」をご覧ください。

設 備 等	家屋と設備等の所有関係	
	同じ	異なる
○家屋と構造上一体となって家屋の効用を高めるもの（電気設備、給排水設備 等）	家屋	償却資産
○特定の生産又は業務の用に供されるもの ○独立した機械としての性格の強いもの ○単に移動防止程度のために取り付けられたもの	償却資産	償却資産

（1）自己所有家屋に取り付けた建物附属設備

自己所有家屋に取り付けた建物附属設備は、家屋と償却資産に区分して課税されます。以下の表に該当するものは、固定資産税における家屋の評価に含まれませんので、経理上の区分（建物や建物附属設備勘定に計上されるなど）にかかわらず、償却資産として申告する必要があります。

償却資産として申告する必要があるもの（家屋の評価に含まれません）		
1	特定の生産又は業務の用に供されるもの	・店舗のネオンサイン ・工場等における機械の動力源である電気設備 ・飲食店、旅館、病院等における厨房設備、洗濯設備 等
2	独立した機械としての性格が強いもの	・受変電設備、予備電源設備、発電設備
3	取り外しが容易で、家屋と構造上一体となっていないもの	・ルームエアコン（壁掛・据置型等） ・簡易間仕切り 等
4	屋外に設置されているもの	・屋外に設置された電気の配線、ガス水道の配管、外構（舗装路面、門、塀） 等

（2）賃借人等の方が取り付けした内装、造作、建築設備等の資産（特定附帯設備）

賃貸ビルなどを借り受けて事業をしている方（テナントの方）が自ら事業を営むために取り付けした電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や外壁、内壁、天井、床等の仕上げ及び建具、配線・配管等のことを特定附帯設備といいます。

特定附帯設備は、賃借人等の方（テナントの方）が償却資産として申告してください。

(3) 家屋と償却資産の区分表

主な設備等を例示すると次のとおりです。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋の設備等の所有関係		
			同じ場合		異なる場合
			家屋	償却資産	償却資産
建 築 工 事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○		◎
電 気 設 備	受変電設備	設備一式		◎	◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎	◎
	中央監視設備	設備一式		◎	◎
	電灯コンセント	屋外設備一式		◎	◎
	照明器具設備	屋内設備一式	○		◎
	電力引込設備	引込工事		◎	◎
	電力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎	◎
		上記以外の設備	○		◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎	◎
		配管・配線、端子盤等	○		◎
	LAN設備	設備一式		◎	◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎	◎
		配管・配線等	○		◎
	監視カメラ (ITV) 設備	受像機(テレビ)、カメラ、録画装置等の機器		◎	◎
		配管・配線等	○		◎
	避雷設備	設備一式	○		◎
	火災報知設備	設備一式	○		◎
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎	◎
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○		◎
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)		◎	◎
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)、中央式給湯設備	○		◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎	◎
		屋内の配管等	○		◎
	衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○		◎
空 調 設 備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		◎	◎
		上記以外の設備	○		◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎	◎
		上記以外の設備	○		◎
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		◎	◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機(ダムウェーター)等	○		◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎	◎
		上記以外の設備	○		◎
		冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、駐輪施設、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎	◎
外 構 工 事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設等)		◎	◎

12 法人税・所得税との比較

固定資産税（償却資産）と国税では取扱いが異なる点がありますので、ご注意ください。

項 目	固定資産税（償却資産）の取扱い	国税の取扱い（法人税・所得税）
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は定率法を適用 （固定資産評価基準に定められた減価率を用いる） ※法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様。	建物以外の一一般の資産は定率法・定額法の選択制 （定率法の場合） H24.4.1 以降取得分 「200%定率法」 H19.4.1～H24.3.31 取得分 「250%定率法」 H19.3.31 までの取得分 「旧定率法」
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません（注1）	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます （租税特別措置法）
増加償却	認められます	認められます （法人税法・所得税法）
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価格（1円）まで
改良費 （資本的支出）	区分評価 （改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）（注2）	原則区分評価
少額の減価償却資産 （使用可能期間が1年未満 又は取得価額が10万円未満の資産）	一時の損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外（注3）	一時の損金算入が可能又は必要な経費に算入するものとする （法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条）
一括償却資産 （取得価額が20万円未満の減価償却資産）	3年間で損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外（注4）	3年間で損金又は必要な経費に算入が可能 （法人税法施行令第133条の2又は所得税法施行令第139条）
即時償却資産 （中小企業者等の方が租税特別措置法を適用して取得された10万円以上30万円未満の減価償却資産）	課税対象になります（注5）	取得価格に相当する金額を損金又は必要な経費に算入が可能 （租税特別措置法第28条の2又は同法第67条の5）

（注1）圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮を行ったものについては、圧縮前の取得価額としてください。

（注2）平成19年度税制改正により、国税における改良費の取扱いは変わりましたが、固定資産税（償却資産）における取扱いには変更はありません。

（注3）法人の方は本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、この場合は固定資産税（償却資産）の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

（注4）法人又は個人の方は本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、この場合は固定資産税（償却資産）の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

（注5）中小企業者に該当する法人又は個人の青色申告者の方等が、平成18年4月1日から平成30年3月31日までの間に30万円未満の減価償却資産を取得した場合、その全額を損金又は必要な経費に算入することができます（平成18年4月1日以降は上限300万円まで）。固定資産税（償却資産）上は、この規定により損金又は必要な経費に算入された減価償却資産については課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

Ⅲ 申告書類の作成方法

1 作成していただく書類

「償却資産申告書」及び「種類別明細書」を次の注意事項にしたがって作成してください。

書 類 名	注 意 事 項
償却資産申告書 (記入例 1)	所有者欄に印字されている場合でも必ず確認してください。 資産に増減がない場合は、申告書の「18 備考」欄に「前年中資産増減なし」の様に記入してください。
種類別明細書 (記入例 2)	1 資産内容が印字されていない場合 令和8年1月1日現在に所有しているすべての資産を記入してください。 2 資産内容が印字されている場合 前年までに申告している資産が、すべて印字されています。 前年中に増減があった資産を加除修正してください。

2 申告していただく事項

(1) 取得価額

取得価額とは償却資産を取得するために支出した金額をいい、引取運賃、荷役費、運送保険料、関税、その他その償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含みます。

取得価額の算出方法は、法人税又は所得税の取扱いと同じです。ただし、圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等の圧縮額がある場合は、その金額を加えた額を記入してください。

取得価額が 30 万円未満の資産については、法人税法及び所得税法において償却方法が認められていますが、その場合の償却資産の取扱いについては、2又は8ページの一覧表にてご確認ください。

(2) 耐用年数

耐用年数は、法人税又は所得税の申告で用いるものと同じ耐用年数を記入してください。

耐用年数には、次の3種類があります。

ア 法定耐用年数……「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表をご覧ください。

◎基本的に、この耐用年数により申告してください。

イ 中古見積耐用年数……耐用年数省令第3条の規定により見積もった耐用年数。

ウ 短縮耐用年数……法人税法又は所得税法の規定により耐用年数の短縮について国税局長の承認を受けた時のその耐用年数をいいます。なお、この場合は国税局長の承認通知書の写を申告書に添付して提出してください。

(3) その他

所在、種類、数量、取得時期、その他償却資産課税台帳の登録及び価格の決定に必要な事項を、償却資産申告書及び種類別明細書記入例を参考に申告してください。

耐用年数の改正について

平成 20 年度税制改正において、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）の改正が行われ、耐用年数が大幅に変更されました。

この省令改正後の耐用年数は、平成 21 年度課税分から適用されます。評価額の計算は、資産の取得時に遡って改正後の耐用年数を用いるのではなく、平成 20 年度までは改正前の耐用年数に応じた減価率、平成 21 年度からは改正後の耐用年数に応じた減価率で算出します。

(記入例 1)

受付印		令和 8 年 1 月 日 熊本県葦北郡芦北町長 竹崎 一成 様	令和 8 年度 償却資産申告書 (償却資産課税台帳)		※ 所有者コード	
所 有 者	1 (ふりがな) 住所又は納税通知書送達先	869-5461 熊本県葦北郡芦北町大字芦北〇〇〇番地 (電話 0966-82-XXXX)	3 個人番号又は法人番号	123456789	8 短縮耐用年数の承認	有・ ☒ 無
	2 (ふりがな) 氏名 法人にあってはその名称及び代表者の氏名	あしきた〇〇株式会社 代表取締役 芦北 △△ (屋号)	4 事業種目 (資本等の金額)	リース業 (30 百万円)	9 増加償却の届出	有・ ☒ 無
			5 事業開始年月	平成 25 年 5 月	10 非課税該当資産	有・ ☒ 無
			6 この申告に回答する者の係及び氏名	芦北 太郎 (電話 0966-82-XXXX)	11 課税標準の特例	有・ ☒ 無
			7 税理士等の氏名	芦北 次郎 (電話 0966-82-XXXX)	12 特別償却又は圧縮記憶	有・ ☒ 無
					13 税務会計上の償却方法	☒ 定率法 ☐ 定額法
					14 青色申告	有・ ☒ 無
資産の種類		取得価額		15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地		① 芦北町大字芦北999 ② ③ ④
	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)		
1	構築物	3,120,000		1,000,000	4,120,000	
2	機械及び装置	10,258,000	1,230,000		9,028,000	
3	船舶					
4	航空機					
5	車両及び運搬具	4,650,000			4,650,000	
6	工具、器具及び備品	6,000,000	500,000	750,000	6,250,000	
7	合計	24,028,000	1,730,000	1,750,000	24,048,000	
資産の種類		※ 評価額 (ホ)	※ 決定価格 (ヘ)	※ 課税標準額 (ト)	16 借用資産 貸主の名称等 (有・ ☒ 無)	
1	構築物				17 事業所用家屋の所有区分 ☒ 自己所有 ☐ 借家	
2	機械及び装置	※この塗りつぶし部分は、企業重算申告の場合に記入する欄です。			18 備考 (添付書類等) ※該当がない場合は、「該当資産なし」と記入 ※添付書類がある場合は、書類名を記入	
3	船舶	一般の申告方法による場合は、記入不要です。				
4	航空機					
5	車両及び運搬具					
6	工具、器具及び備品					
7	合計					

【記入方法】

- ① 印字してある内容に変更がある場合は、横線で見え消しし、訂正してください。
- ② 住所、名称等に変更があった、又は廃業や解散となった場合は、その事実が発生した年月日を 18 備考欄に記入してください。
- ③ 初めて申告する方で個人の場合は、住所欄に住民票上の住所を、法人の場合は、法人名を記入し、代表者氏名も記入してください。
- ④ 3 欄は、個人番号及び法人番号を記入してください。4 欄には、事業種目、5 欄には事業開始年月を記入してください。会社名が変更になっただけの場合は、事業開始年月はそのままです。
- ⑤ 6 欄は、申告に回答する者を記入してください。
なお、問い合わせ先が税理士等と同じ場合はその者を記入してください。
- ⑥ 税理士等が関与している場合は、その所属組織、氏名、電話番号を記入してください。
- ⑦ 8~14、16、17 欄は、該当する方を○で囲んでください。
- ⑧ 18 備考欄には、その他参考となる事項、特例などの添付書類がある場合にその名称を記入してください。
- ⑨ 前年前に取得したもの (イ) 欄 (令和8年 1 月 1 日以前に取得したものです。) について、修正があるときは、修正申告をお願いする場合があります。

(記入例 2)

※所有者コード		※		令和 8 年度		種類別明細書(増加資産・全資産用)		所有者名		枚のうち			
								あしきた〇〇株式会社		2枚2目			
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	※課税標準の特例車コード	※課税標準額	増加事由	摘要
1	1		駐車場舗装路面	1	H 4. 12	2,500,000	15					1・2 3・4	申告漏れ
2	2		太陽光発電システム設置工事	1	H29. 6	16,000,000	17					1・2 3・4	特例
3	2		コピー機	1	H 9. 4	300,000	5					1・2 3・4	耐用年数修正
4	5		フォークリフト	1	H 5. 5	200,000	4					1・2 3・4	R1.7売却
5	6		エアコン	1	R1. 5	320,000	6					1・2 3・4	
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
小 計						19,120,000 19,000,000							

◎増加資産については、手書きで追記してください。

◎減少資産については、見え消ししてください。

◎訂正の場合も見え消ししてください。

塗りつぶし部分(「資産コード」「減価残存率」「価額」「※課税標準の特例」「※課税標準額」)は、企業申告の場合は記入してください。

一般申告の場合は、記入不要です。

小計欄について変更がある場合は、見え消し訂正してください。

注意 「増加事由」の欄は 1 新品取得 2 中古品取得 3 移動による受け入れ 4 その他いずれかに○印を付けてください

【記入方法】

- ① 資産の種類については、該当するものを以下の数字から選んで記入してください。
(1. 構築物 2. 機械及び装置 3. 船舶 4. 航空機 5. 車両及び運搬具 6. 工具、器具及び備品)
上記に分類されない「建物」や「建物附属設備」で経理されている資産で、償却資産の課税客体となるものについては、構築物として「1」を記入してください。
- ② 資産コードは個人の方は記入不要です。
ただし、企業が独自に付設しているコードを使用する場合は、当該コードを8桁以内で記入してください。
- ③ 資産の名称、数量、取得年月、耐用年数を記入してください。
- ④ 取得価額については、当該資産の取得価額を記入してください。取得価額の算定についての取扱いは、法人税及び所得税における取扱いと同一です。
- ⑤ 増加事由は、表下に記載してあります「注意」の該当するものの番号に○を付けてください。
- ⑥ 摘要欄については、次に該当する資産について、その旨を記入してください。
 - ・非課税に該当する資産…非課税
 - ・特例が適用される資産…特例
 - ・売却した資産……………売却年月及び売却
 - ・除却した資産……………除却年月及び滅失
 その他、必要な事項(申告漏れ、修正など)がある場合に記入してください。

Ⅳ 償却資産の評価額の計算方法から納税まで

1 評価額の計算方法

申告された資産を1件ずつ資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本に評価額を算出します。

- (ア) 前年中に取得のもの（前年中とは、令和7年1月2日から令和8年1月1日まで）
 $\text{取得価額} \times \text{減価残存率} = \text{評価額}$
- (イ) 前年前に取得のもの（前年前とは、令和7年1月1日以前）
 $\text{前年度評価額} \times \text{減価残存率} = \text{評価額}$

以後、毎年この方法により計算し評価額が取得価額の5%になるまで償却します。評価額が取得額の5%未満になる場合は、5%でとどめます。

[減価残存率表]

（これは固定資産税に係る残存率表です。）

区分 耐用 年数	減価残存率		区分 耐用 年数	減価残存率		区分 耐用 年数	減価残存率	
	(ア) 前年中 取得の もの (1-r/2)	(イ) 前年前 取得の もの (1-r)		(ア) 前年中 取得の もの (1-r/2)	(イ) 前年前 取得の もの (1-r)		(ア) 前年中 取得の もの (1-r/2)	(イ) 前年前 取得の もの (1-r)
1年	0.658	0.316	21年	0.948	0.896	41年	0.972	0.945
2年	0.658	0.316	22年	0.950	0.901	42年	0.973	0.947
3年	0.732	0.464	23年	0.952	0.905	43年	0.974	0.948
4年	0.781	0.562	24年	0.954	0.908	44年	0.974	0.949
5年	0.815	0.631	25年	0.956	0.912	45年	0.975	0.950
6年	0.840	0.681	26年	0.957	0.915	46年	0.975	0.951
7年	0.860	0.720	27年	0.959	0.918	47年	0.976	0.952
8年	0.875	0.750	28年	0.960	0.921	48年	0.976	0.953
9年	0.887	0.774	29年	0.962	0.924	49年	0.977	0.954
10年	0.897	0.794	30年	0.963	0.926	50年	0.977	0.955
11年	0.905	0.811	31年	0.964	0.928	51年	0.978	0.956
12年	0.912	0.825	32年	0.965	0.931	52年	0.978	0.957
13年	0.919	0.838	33年	0.966	0.933	53年	0.978	0.957
14年	0.924	0.848	34年	0.967	0.934	54年	0.979	0.958
15年	0.929	0.858	35年	0.968	0.936	55年	0.979	0.959
16年	0.933	0.866	36年	0.969	0.938	56年	0.980	0.960
17年	0.936	0.873	37年	0.970	0.940	57年	0.980	0.960
18年	0.940	0.880	38年	0.970	0.941	58年	0.980	0.961
19年	0.943	0.886	39年	0.971	0.943	59年	0.981	0.962
20年	0.945	0.891	40年	0.972	0.944	60年	0.981	0.962

※ r とは、当該償却資産の耐用年数に応ずる減価率です。

〔例〕 取得価額 270,000 円、取得時期令和 6 年 3 月、耐用年数 6 年のエアコンの場合
 (耐用年数 6 年、前年中の取得のものの減価残存率・・・0.840)
 (耐用年数 6 年、前年前の取得のものの減価残存率・・・0.681)

経過年数	年度	計算方法	課税標準額	
1 年目	R 7	270,000 円×0.840	226,800 円	耐用年数期間
2 年目	8	226,800 円×0.681	154,450 円	
3 年目	9	154,450 円×0.681	105,180 円	
4 年目	1 0	105,180 円×0.681	71,627 円	
5 年目	1 1	71,627 円×0.681	48,777 円	
6 年目	1 2	48,777 円×0.681	33,217 円	
7 年目	1 3	33,217 円×0.681	22,620 円	経過期間
8 年目	1 4	22,620 円×0.681	15,404 円	※
9 年目	1 5	15,404 円×0.681	13,500 円	※
以降			13,500 円	

※7 年目以降については、取得価額の 5 % になるまで前年前の減価残存率で減価されます。
 なお、9 年目以降は取得価額の 5 % を下回りますので、13,500 円で評価されます。

2 価格の決定

取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価し、3 月 31 日までに町長が価格（評価額）を決定します。

なお、償却資産の価格等を決定すると、償却資産課税台帳に登録し、その旨を公示します。

この価格に不服のある方は、公示の日から納税通知書の交付を受けた日後 3 ヶ月までの間、審査の申出をすることができます。

3 税額の計算方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{税 額} \\ \hline \text{(100 円未満切り捨て)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{課 税 標 準 額 ※} \\ \hline \text{(1,000 円未満切り捨て)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税 率} \\ \hline \text{(1.4\%)} \\ \hline \end{array}$$

※課税標準額は、芦北町に所在する資産の価格の合計です。(1,000 円未満切り捨て)
課税標準額が 1 5 0 万円(免税点) 未満の場合は課税されません。

4 納 期

年税額は、4 期（5 月、7 月、1 2 月、翌年の 2 月）に分けて納めていただくことになります。

ご 案 内

口座振替納税は、一度お申込みいただければ、指定した金融機関やゆうちょ銀行の口座から、口座振替日に自動的に引き落として納税できる便利な制度です。是非ご利用ください。申し込みは、金融機関・ゆうちょ銀行の窓口で申し込むことができます。

※口座振替のできる金融機関は、次のとおりです。

(・肥後銀行 ・熊本中央信用金庫 ・九州労働金庫 ・あしきた農業協同組合
 ・ゆうちょ銀行)

【問い合わせ先】

芦北町役場 税務課 固定資産税係

〒869-5498 熊本県葦北郡芦北町大字芦北 2015 番地

【電話】 0966(82)2511 (代表) 0966(83)9651 (直通) FAX) 0966 (82) 2893